（公認会計士監査審査官の職務） **第六条**　公認会計士監査審査官は、命を受けて、審査検査課の所掌事務のうち重要事項についての調整、検査の計画の立案並びに検査の実施に必要な資料及び情報の収集整理に関する事務に従事する。	（公認会計士監査審査官の職務） **第六条**　公認会計士監査審査官は、命を受けて、審査検査室の所掌事務のうち重要事項についての調整、検査の計画の立案並びに検査の実施に必要な資料及び情報の収集整理に関する事務に従事する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三条　会計士補等の業務補助等に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成十七年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部改正に伴う経過措置） **第六条**　総務試験課は、第二条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、会計士補に対する懲戒処分に係る事項の調査審議に関する事務をつかさどる。	**附　則** （公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部改正に伴う経過措置） **第六条**　総務試験室は、第二条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、会計士補に対する懲戒処分に係る事項の調査審議に関する事務をつかさどる。

附　則

この府令は、令和三年四月一日から施行する。

○内閣府令第十五号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）を実施するため、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月二十九日　　内閣総理大臣　菅　義偉

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
様式第一号（第三条関係） 内閣総理大臣殿 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第３条の規定に基づき、別添の食品の安全性及び効果の資料を提出します。 （注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。 ［削る。］	**様式第一号**（第三条関係） 内閣総理大臣殿 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第３条の規定に基づき、別添の食品の安全性及び効果の資料を提出します。 （注） １　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。 ２　字は墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。